

第8章

防災資機材

〔 8 - 1 〕 災害対策用資機材貸付申請書

災害対策用資機材貸付申請書 年 月 日 山口県知事 様 申請者 住所 氏名又は名称 印 下記により物品の貸付を受けたいので、申請します。 記			
品 名	数 量	単 位	貸 付 期 間
			. . ~ . .
			. . ~ . .
			. . ~ . .
			. . ~ . .
			. . ~ . .
			. . ~ . .
			. . ~ . .
貸付を受けようとする理由			

災害対策用資機材借用書

年 月 日

山口県知事 様

申請者

住所

氏名又は名称

印

年 月 日下記の物品を借り受けました。

記

品 名	数 量	単 位	貸 付 期 間
			・ ・ ～ ・ ・
			・ ・ ～ ・ ・
			・ ・ ～ ・ ・
			・ ・ ～ ・ ・
			・ ・ ～ ・ ・
			・ ・ ～ ・ ・
			・ ・ ～ ・ ・
			・ ・ ～ ・ ・
			・ ・ ～ ・ ・
			・ ・ ～ ・ ・

〔8-2〕 水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表

区分 土木事務所及び 周南市倉庫位置	輸送設備				備蓄器具											備蓄資材						備考		
	乗用車 (台)	四輪 駆動 車 (台)	トラ ック		スコ ップ	つる はし	く わ	お の	掛 や	か ま	ペ ン チ	の こ	じ よ れ ん	ハ ン マ ー	照 明 器 具	ロ ー プ	杭 (本)			鉄 線 (本)			土 の う 袋 (枚)	ブ ル ー シ ー ト
			大	小													5m	3m	2m	11 番	14 番			
周南市役所	66	22	2	10	57	34	4	18	10	43	2	27			11	1			86		45	5000	242	
久米支所		1			9	2	4		1	5	1	3		1								400	20	
菊川支所		1		1	5	3	1	2	2	6	2	2		1	4	1			2		1	250	6	
戸田支所					9	2	4		2	3		3				1						800	3	
夜市支所		1			12	5	5		1	1	1	3		1	1	2						400	17	
湯野支所		1			4	1	5		1	2	1	3				2						700	50	
向道支所		1			1	1	2	1	1	5	1	4	1	1	1	1					1	400	14	
長穂支所		1			3											10						200	95	
須々万支所		1		1	24	4	2		1	3		3				4			15			200	12	
中須支所		1			3	1	3		1	3	1	1				1						600	7	
須金支所		2			5	1	3		2		1	4		1	1	2			15			400	15	
大津島支所		1		1	4		2		2	1	1	1	2	2								480	20	
鼓南支所		1			5	3	3		3													450	17	
櫛浜支所		1		1	6	3			2	3		2			1							1400	5	
新南陽総合支所	7			1	17	1	4	10	1	47			2	4	15	1						856	162	
和田支所		2			2	1			1							1						200	20	
八代支所				1			1		1	1	1	1		1								40	10	
熊毛総合支所	2	4	1	3	10			1	1	8	1	4		1	11							2000	300	
兼清					15	2		2	2	5	2		2	1	1				50			600	10	
安田					10	3	2	1	2	9	2	4		1	2	3		50	10	2		3000	5	
鹿野総合支所		9	1	2	33	7	19	2	4	9	2	11	7	1	1	1			48			500	70	
周南市計	75	50	4	21	234	74	64	37	41	154	19	76	14	16	49	31		100	176	2	47	18876	1100	

〔8-3〕市有車両の配置状況

配置場所	車 種								総計
	普通貨物 自動車	普通乗合 自動車	普通乗用 自動車	小型貨物 自動車	小型乗用 自動車	特殊用途 自動車	大型特殊 自動車	その他	
消 防	1		2	4	1	133			141
上下水道局			2	12	2	4		18	38
本 庁		1	9	19	10				39
新南陽総合支所			1	3					4
熊毛総合支所			1		3				4
鹿野総合支所			2	3					5
そ の 他 (リース)		1	5	153	14			3	176
総 計	1	2	22	194	30	137		22	408

〔8-4〕消防ポンプ自動車等現有台数

車 両 種 別	合 計	消 防 本 部 (署)								消 防 分 団
		消 防 本 部	中 央 消 防 署	東 消 防 署	西 消 防 署	西 部 出 張 所	北 消 防 署	北 部 出 張 所	光地区消 防組合中 央消防署 北出張所	
消 防 ポ ン プ 車	6		1	1	1	1	1	1	1	2
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 車	6		1	1	2		1	1	1	
は し ご 車	2		1		1					
屈 折 は し ご 車	1			1						
大 型 化 学 高 所 放 水 車	1		1							
化 学 消 防 車	4		1	1	1	1				
泡 原 液 搬 送 車	1		1							
救 助 工 作 車	3		1	1	1					
小 型 動 力 ポ ン プ 付 水 槽 車	3		1	1			1			
支 援 車	1				1					
高 規 格 救 急 車	10	1	2	2	2	1	1	1	1	
救 急 指 導 車	1	1								
指 令 ・ 指 揮 車	5	1	1	1	1		1			
査 察 ・ 広 報 車	6	4			1			1	1	
連 絡 車	4	4								
運 搬 車	3	2		1						
資 機 材 搬 送 車	6	1	1	1	1	1	1			
人 員 搬 送 車	1	1								
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	1			1						73
合 計	65	15	12	12	12	4	6	4	4	75
小 型 動 力 ポ ン プ	108	1	3	3	1	1	2	1	1	96

〔8-5〕消防水利の現状

区 分	地 区 名	消 火 栓	防 火 水 槽					そ の 他			
			100 m ³ 以 上	60 m ³ 以 上、100 m ³ 未 満	40 m ³ 以 上、 60 m ³ 未 満	20 m ³ 以 上、40 m ³ 未 満	小 計	河 川	海	池・濠	プ ー ル
公 設	徳 山 地 区	1,487	15	11	190	24	240		1	1	22
	新 南 陽 地 区	499	2		53	2	57				2
	熊 毛 地 区	152			74	46	120				
	鹿 野 地 区	59			58	1	60				1
	小 計	2,197	17	11	375	73	477		1	1	25
私 設	徳 山 地 区	43		1	82	6	89				
	新 南 陽 地 区	28		2	9		11				
	熊 毛 地 区				17		17				
	鹿 野 地 区					1	1				
	小 計	71		3	108	7	118				
合 計	2,268	17	14	483	80	595		1	1	25	

〔8-6〕 主要消防機械器具

令和4年4月1日現在

機 械 器 具 名	周 南 市 消 防 本 部	光 地 区 消 防 組 合 北 出 張 所	機 械 器 具 名	周 南 市 消 防 本 部	光 地 区 消 防 組 合 北 出 張 所
高発砲機	2		耐電長靴	20	
多管式噴霧散水装置	3		放射線防護服	4	
放水架	9		化学防護服	7	6
フォッグガン	10		放射線測定器	42	
双口接手	65	5	可燃性ガス測定器	11	1
エアーテント (6m×6m)	1		携帯型毒性ガス警報器	2	
大型油圧救助器具一式	6	2	空気呼吸器	109	5
エンジンカッター	13	1	空気ボンベ(2・6・8・10)	242	12
弁慶	20	4	エアーラインマスク一式	1	
救命索発射銃	1		ジェットシューター	40	6
緩降機	5		組立水槽	8	1
空気救助マット	4		削岩機	3	
救助幕	1		送排風機	5	
安全マット	8		オイルフェンス (10m)	3	
チェンソー	24	2	充電器 (救急車用)	10	1
空気鋸	5	1	マジックギブス	10	1
チルホール	9	1	吸引器	10	2
油圧救助器具	5		デマンドバルブ	8	1
クリッパー	18	1	人工蘇生器	8	1
ガス溶断器	3		手動式人工呼吸器	10	5
救助用ばく帯	9	1	滅菌器		
バスケット担架	13	1	殺菌スタンド	6	1
救命ボート	1		心肺蘇生訓練用人形	50	
救命胴衣	81	8	酸素ボンベ	134	12
潜水器具 (ウェットスーツ BC ジャケット)	17		高度救急訓練用資機材一式	3	
救命浮環	20	1			
耐熱服	10	1			
耐電衣	20				
耐電ズボン	20				
耐電手袋	20	5			

〔 8 - 7 〕 化学消火剤・油処理剤等の所在

所 有 者	化学消火剤（移動可能）		油処理剤 （ℓ）	オイルフェンス （m）	吸着剤 （kg）
	液体（ℓ）	粉末 （kg）			
周南市消防本部	19,280			30	
共同備蓄会	40,000				
日本精蠟(株)徳山工場	10,260		756	1,160	1,890
出光興産(株)徳山事業所	64,100	150	13,412	4,457	3,127
日本ゼオン(株)徳山工場	11,320		414	1,080	114
(株)トクヤマ徳山製造所	31,340	2,580	1,350	1,620	136
日本化学工業(株)徳山工場			108		35
三井化学(株)岩国大竹工場徳山 分工場	7,600		424		
東ソー(株)南陽事業所	18,680		1,620	2,820	442
(株)レゾナック徳山事業所	5,000		100	100	25
日鉄ステンレス(株)製造本部 山口製造所(周南エリア)	400	238	702	400	231
東ソー・ファインケム(株) 第一工場		800			
徳山海上保安部	8,550		1,962	400	474
周南港湾管理事務所			1,458	1,380	3,510
海上災害防止センター 徳山・下松基地			5,310	3,000	3,215
保土谷化学工業(株)南陽工場	9,300				

流出油処理剤等販売製造業者

会社名	所在地	連絡先	製品名	価 格	備 考
愛徳興産(株)	周南市千代田町 6-3 築港ビル	0834-31-1061	シーリング 805 ネオス AB3000	@7,500 円	オイルフェンス 販売 吸着剤販売
徳山船用品(株)	周南市千代田町 4-2	0834-21-0335	ネオス AB3000	@7,500 円	オイルフェンス 販売 吸着剤販売
岡田化学工業(株) 徳山出張所	周南市桜馬場 1-2	0834-32-2400	スノーランプ E12000 シーリング 805	@7,500 円	オイルフェンス 販売 吸着剤販売

〔 8－8 〕 周南地区化学消火剤共同備蓄会規約

(主 旨)

第 1 条 この規約は、危険物火災、その他の特殊火災（以下「危険物火災」という。）の消火を有効適切に行うため、周南市及び周辺各市（周南地区）という。）の消防機関及び関係企業が共同して化学消火剤を購入備蓄し、有効的な運用を図ることを主旨とする。

(名称及び事務局)

第 2 条 この会は「周南地区化学消火剤共同備蓄会」と称し事務局を周南市消防本部におく。

(会 員)

第 3 条 この会の会員は周南地区にある消防機関及び関係企業とし別表（一）の名簿に登載された者とする。

(役 員)

第 4 条 この会に次の役員をおく。

- | | | |
|---------|-----|-----|
| (1) 会 長 | 理 事 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 理 事 | 1 名 |
| (3) 理 事 | | 若干名 |
| (4) 監 事 | | 2 名 |

(役員を選任及び任期)

第 5 条 理事、監事は会員の中から総会で選出する。

- 2 会長及び副会長は理事の互選により選出する。
- 3 役員任期は 3 年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 4 任期途中で交替した後任役員任期は前任者の残存期間とする。

(役員職務)

第 6 条 会長はこの会を代表し会務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときはその職務を代行する。
- 3 理事はこの会の運営に当る。
- 4 監事はこの会の会計について監査する。

(事務職員)

第 7 条 この会に事務職員 1 名おき、会長が任命する。

- 2 事務職員は会長の命を受けてこの会の事務を処理する。

(事 業)

第 8 条 この会は次の各号に定める事業を行う。

- (1) 化学消火剤の購入及び整備
 - (2) 備蓄された化学消火剤の有機的な運用
 - (3) その他本会の目的達成に必要な事項
- 2 前項第 1 号の消火剤備蓄数量の目的を 10 万リットルとする。

(化学消火剤の購入)

第 9 条 化学消火剤の種別及び購入数量並びにその他購入に関して必要な事項は、役員会に諮って定め、これを総会に提出する。

(配分及び貯蔵)

第 10 条 新たに購入した化学消火剤は関係各市に所在する当該年度の会員数によって配分する。

- 2 配分された化学消火剤は、当該各市の消防機関において保管管理する。

(使用及び補充)

第 11 条 備蓄された化学消火剤は原則として、会員に関係のある火災のときに使用する。事後すみやかに役員会に諮るものとする。

- 2 会員に関係のない火災に使用する場合は、会長の承認を得て使用する。この場合事後すみやかに役員会に諮るものとする。
 - (1) 緊急のため会長の承認を得るとまのない場合、当該消防機関の長の承諾を得て使用することができる。
 - (2) 備蓄された化学消火剤を会員に関係のない火災で使用した者は、事後すみやかに使用化学剤と同等以上の有効性がある同種品を補充しなければならない。

(緊急輸送)

第 12 条 緊急時における備蓄消火剤の輸送は管理する消防機関において行うものとする。

(会 議)

第13条 この会の会議は総会及び役員会とする。

2 会議の議長は会長とする。

(総 会)

第14条 総会は定例総会及び臨時総会とし、定例総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めるとき、それぞれ会長が招集する。

2 総会は次の各号について協議決定する。

(1) 事業報告及び決算報告

(2) 事業計画及び予算

(3) 役員を選任

(4) 会費の額及び徴収の方法

(5) 規約に関する事項

(6) その他必要な事項

(役員会)

第15条 役員会は総会に提出する議案を審議するときのほか、会長が必要と認めるとき開催するものとし、会長が招集する。

(入会及び退会)

第16条 入会及び退会は役員会においてこれを承認する。

2 入会を希望するものは別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

3 退会を希望するものは会計年度末までにその旨を会長に申し出るものとする。この場合備蓄された化学消火剤の返還はしない。

(会 計)

第17条 この会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(会 費)

第18条 会員は会費を納入しなければならない。

2 会費の額は当該年度において備蓄する消火剤原液価格に応じた必要額並びにその他の必要経費とし、毎会計年度ごとに総会でこれを定める。

3 会費は定例総会の時点で第3条の別表名簿に登載された会員が定例総会の議決後に納入する。

4 既存の会費は返還しない。

(簿 冊)

第19条 この会に各号に定める簿冊を備える。

(1) 会計に関する簿冊を備える。

(2) 化学消火剤の出納及び管理に関する簿冊

(3) 会議議事録

(4) その他必要な簿冊

(その他)

第20条 会長は緊急に処理に必要なその他の処置を行った場合、事後すみやかに役員会に諮り承認を得なければならない。

附 則

1 この規約(以下「新規約」という。)は昭和46年8月10日から施行する。

2 次の規約並びに新規約施行と同時に廃止する。

(1) 徳山新南陽地区化学消火剤共同備蓄会規約(昭和44年9月17日施行)

(2) 化学消火剤共同備蓄に関する覚書(昭和40年11月1日発行)

附 則

この規約は、昭和52年10月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年7月4日から施行する。

別表（一） 化学消火剤共同備蓄関係者名簿

会 員 名	所 在 地	電 話
周南市消防本部	周南市新宿通 5 丁目 1 - 3	0834-22-8762
出光興産(株)徳山事業所	周南市新宮町 1 - 1	0834-21-1105
(株)トクヤマ徳山製造所	周南市御影町 1 - 1	0834-34-2351
三井化学(株)岩国大竹工場徳山分工場	周南市徳山港町 3 - 1	0834-31-5880
日本精蠟(株)徳山工場	周南市大字大島 8 5 0	0834-84-0335
日本ゼオン(株)徳山工場	周南市那智町 2 - 1	0834-21-9701
(株)徳山オイルクリーンセンター	周南市晴海町 7 - 2 1	0834-34-2941
タマ化学工業(株)徳山工場	周南市晴海町 7 - 2 2	0834-34-2855
日本化学工業(株)徳山工場	周南市晴海町 1 - 2	0834-31-0555
東ソー(株)南陽事業所	周南市開成町 4 5 6 0	0834-63-9822
(株)レゾナック 徳山事業所	周南市開成町 4 9 8 0	0834-62-4121
日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所	周南市野村南町 4 9 7 6	0834-63-0116
コーウン産業(株)	周南市小川屋町 1 - 5	0834-64-1827
保土谷化学工業(株)南陽工場	周南市福川南町 1 - 1	0834-61-3633
防府市消防本部	防府市佐波 2 丁目 11-25	0835-23-9918
(株)ベルポリエステルプロダクツ	防府市鐘紡町 4 - 1	0835-25-6500
協和発酵バイオ(株)山口事業所防府	防府市協和町 1 - 1	0835-22-2520
マツダ(株)防府工場	防府市西浦 8 8 8 - 1	0835-29-1111
下松市消防本部	下松市大字河内 1 9 5 0	0833-45-1781
光地区消防組合消防本部	光市光井 6 丁目 1 6 - 1	0833-74-5605
武田薬品工業(株)光工場	光市光井字武田 4 7 2 0	0833-71-5545
日本製鉄(株)九州製鉄所大分地区光鋼管	光市大字島田 3 4 3 4	0833-58-0327

〔 8 - 9 〕 特定事業所の消防車両等（石油コンビナート特別防災区域）

事業所名	消防機材	大型化学消防車	大型高所放水車	泡原液搬送車	甲種普通化学消防車	普通消防車	小型消防車	普通高所放水車	乙種普通化学消防車	大型化学高所放水車	粉末化学車	その他消防車等	救急車
日本精蠟(株)徳山工場					1				1				
出光興産(株)徳山事業所		2		1						2			
日本ゼオン(株)徳山工場										1			
(株)トクヤマ徳山製造所		2								1			1
三井化学(株) 岩国大竹工場徳山分工場					1								
東ソー(株)南陽事業所		1	1		1								1
(株)レゾナック徳山事業所					1								
徳山積水工業(株)												1	
日鉄ステンレス(株) 製造本部山口製造所（周南エリア）									1				1
東ソー・ファインケム(株) 第1工場												1	
保土谷化学工業(株)南陽工場					1								
合 計		5	1	1	5	0	0	0	2	4	0	2	3